

2025年1月21日

大阪府政策企画部危機管理室治安対策課地域防犯推進グループ 御中

一般社団法人全国銀行協会

「大阪府安全なまちづくり条例の改正（案）」に対する意見について

2024年12月23日付で意見募集が開始された標題改正案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

No.	項目	意見等
1	ATM設置者及び高齢者の義務等	ATMでの通話禁止について、大阪府が公表している「大阪府安全なまちづくり条例の改正（案）」の概要では、「65歳以上」が対象と明記されているが、改正条文素案第21条では、「65歳以上」が対象と明記されていない。 対象は「65歳以上」に限定されないと考えるべきか。あるいは、条例において「65歳以上」が前提となっているのか。
2	特殊詐欺等に関する通報等	警察官への通報にあたっては、被害者の個人情報を、本人の同意なく、警察官に提供可能である旨、個人情報保護委員会とも調整済の理解でよいか。 (例えば、警察官への通報は、個人情報保護法第27条第1項第4号(国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。)に該当するため、第三者提供の例外として整理できる等)
3	振込取引における上限額の設定	改正条文素案第23条第2項第3号において、振込上限額を設定すべき顧客の条件の一つに、「金融機関に届出した住所地が府の区域内にある者」が挙げられている。 本改正条例は大阪府の条例であることから、「金融機関」とは、大阪府に所在する金融機関・支店を指すものと認識している。そのため、そもそも、「大阪府の外に所在する金融機関・支店が管理する顧客」については、振込上限額を設定すべき顧客に該当しないと考えてよいか。
4	振込取引における上限額の設定	改正条文素案第23条第3項において、「その時点において当該顧客が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないと認められる場合は、当該設定を解除することができる。」とされている。 当該解除の判断基準・判断方法等については、各金融機関の裁量に委ねられている認識でよいか。
5	振込取引における上限額の設定	「高齢者が携帯電話で通話しながらATM操作することの禁止」に関する周知ポスターの作成だけでなく、「70歳以上の高齢者に対するATM振込取引における上限金額設定」に関する周知活動(例: 域内TVCM・ポスター・公共施設での案内)も、大阪府を挙げて実施いただきたい。

以上